

話し合いの概要

(団体)

地域改善対策特別措置法が終了し、地域や人に対する線引きはなくなっていると思うが、自治体によっては依然として「同和地区」「同和関係者」という捉え方が見られる場合があるが、県の位置づけは。

県が実施する予定の「人権に関する県民意識調査」では、「同和地区」や「同和関係者」についての設問は設けるべきではない。

(県)

法が失効したからといって、同和问题そのものが解決したわけではない。人権行政を進めていく上で、今後も「人権に関する県民意識調査」などにおいて「同和地区」等の表現を用いることがあると考えている。

(団体)

県が行った「人権に関する県民意識調査」が自治体の基本政策の中で引用されている場合があるが、例えば「分からない」という回答も否定的なとらえ方をしている。

また、調査当時から意識も変化していると思うが、県は現在も差別意識が根強いと考えているのか。

(県)

県が平成14年度に実施した「人権に関する県民意識調査」や国が実施する「人権擁護に関する世論調査」の結果から、全ての県民の心の中から差別意識がなくなったという状況には至っていないと理解している。根強く残っているかどうかは、個々の受け止めにより変わってくるので、こうだと示すことは出来ない。

(団体)

学校の授業で習った賤称語を生徒が不用意に、あるいは遊び半分に使った場合も大人の事象と同じように取り扱っていいのか。

県人権課が公表している差別事象一覧表はほとんどが同和问题で、また、大人の事象と子どもの事象を一緒にして一覧表にしている。

同和问题の差別事象だけが特化して公表されるのはおかしい。各課題を一律に扱うべき。

(県)

賤称語をどういう意図で使ったのか、ケースバイケースであって判断が難しいと思うが、一般的に相手を蔑むために用いたり、比喩的に使用することは差別表現に当たると考えている。

県では、同和问题の差別事象は人権課が集計し、情報提供依頼があれば提供しているが、同和问题以外の課題の侵害事例の把握は人権課以外の所管部署が対応している。

学校からの差別事象の報告は、学校現場が主体的に判断し、県の教育委員会に報告されたものを人権課に提供してもらっていると理解している。